

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 36 件

厚生年金関係 36 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月22日から同年6月22日まで

ねんきん定期便にはA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和54年5月22日と記載されているが、同社を退職したのは同年6月21日であることに間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚は、「申立人はBセンター（適用事業所はA社）に勤務していた。」と供述しており、申立人も業務内容について具体的に申述している。

また、申立人は「昭和54年6月21日にBセンターを退職した。」、「昭和54年7月21日に支給された給与は同年6月11日から同年6月21日までの未払い分である。」と申述し、申立人及び前述の同僚は、「給与支給日は毎月21日であり、給与計算の締切日は毎月10日であった。」と供述しているところ、申立人が保有している給与振込口座に係る預金通帳より、当該事業所から昭和54年6月21日及び同年7月21日に給与が振り込まれていることが確認できる。

これらの事実及び証言等を総合的に判断すると、申立人が当該事業所に昭和54年6月21日まで勤務実態の変更を伴うことなく継続して勤務していることが推認できる。

さらに、申立人が記憶するBセンターの同僚のうち、申立人の勤務実

態について回答を得られた3人については、退職日と厚生年金保険の記録が一致していたと証言している上、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和54年4月における社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、後継事業所に当時の書類が残されていないことから、現在の事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月3日から同年11月7日まで

A社B工場を一緒に退職した同僚の一人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和21年11月7日となっているのに、自分の記録は同年3月3日で途切れているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場は既に閉鎖されており、当時の事業主の氏名、生死や所在が不明であることから、同社側の回答や証言は得られないものの、複数の同僚の証言及び申立人の実兄の供述から、申立人は、申立期間において、継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人の実兄は「自分が復員した昭和21年6月28日の時点で、妹は当該事業所に勤務していた。日にちは忘れたが、その年の11月まで、近所の同僚と一緒に通っていた。」と証言している上、前述の同僚の一人は「自分は、事業所のC部門が閉鎖された昭和21年11月7日まで申立人と一緒に勤務していた。」と供述しており、事実、当該同僚の当該事業所に係る厚生年金保険の記録は、昭和21年11月7日まで継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得時及び昭和 21 年 3 月 3 日の資格喪失時の標準報酬月額の記録から、20 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、後継事業所に当時の書類が残されていないことから、現在の事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 3 月 15 日まで
② 昭和 33 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 11 月 4 日から 36 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 9 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
⑤ 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 2 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録の確認に行ったところ、脱退手当金が支払われていると言われた。

しかしながら、脱退手当金について受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 9 か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみである上、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 40 年 8 月 12 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と申立期間③の間にある 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっているが、申立人が請求した場合に、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっている一部の期間と申立期間である 6 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、

未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであることから、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 38 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和49年4月1日からA社B部に勤務し、54年4月末日まで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事記録カード及び厚生年金保険料控除に係る事業主の回答により、申立人は、A社B部に継続して勤務し（昭和54年5月1日にA社B部から同社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和54年3月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和54年5月1日として届け出るところ、誤って同年4月1日として届けたとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

群馬厚生年金 事案 708～711、713～738（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : }
基礎年金番号 : } (別添一覧表参照)
生 年 月 日 : }
住 所 : }

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「勤怠支給控除一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別

添一覧表参照) は、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業所に係る同種の案件 30 件 (別添一覧表参照)

標準賞与額相違事案

項番	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	認定する 標準賞与額
708	女		昭和37年生		平成17年8月5日	10万2,000円
					平成17年12月28日	9万9,000円
					平成18年8月4日	10万2,000円
					平成18年12月29日	10万7,000円
709	女		昭和21年生		平成15年7月10日	5万円
					平成15年12月26日	5万円
					平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万3,000円
					平成17年8月5日	6万2,000円
					平成17年12月28日	5万7,000円
					平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万円
710	男		昭和27年生		平成15年12月26日	3万円
					平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	5万2,000円
					平成17年12月28日	4万7,000円
					平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万円
711	女		昭和24年生		平成15年12月26日	3万円
					平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	5万円
					平成17年12月28日	4万7,000円
					平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万円
713	女		昭和32年生		平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	11万円
					平成17年12月28日	11万7,000円
					平成18年8月4日	12万円
					平成18年12月29日	12万円
714	女		昭和51年生		平成16年8月5日	4万円
					平成16年12月28日	4万4,000円
					平成17年8月5日	10万円
					平成17年12月28日	9万7,000円
715	男		昭和21年生		平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万円
716	女		昭和49年生		平成18年12月29日	5万円
717	女		昭和24年生		平成15年7月10日	5万円
					平成15年12月26日	5万円
					平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万2,000円
					平成17年8月5日	5万円

項番	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	認定する 標準賞与額
718	女		昭和50年生		平成17年12月28日	2万3,000円
					平成18年8月4日	5万5,000円
					平成18年12月29日	5万5,000円
719	女		昭和30年生		平成15年7月10日	5万円
					平成15年12月26日	5万円
					平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	5万2,000円
					平成17年12月28日	4万7,000円
					平成18年8月4日	4万3,000円
平成18年12月29日	4万3,000円					
720	男		昭和21年生		平成16年8月5日	4万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	5万5,000円
					平成17年12月28日	4万9,000円
					平成18年8月4日	5万5,000円
					平成18年12月29日	5万5,000円
721	男		昭和41年生		平成15年7月10日	3万円
					平成15年12月26日	3万円
					平成16年8月5日	3万円
					平成16年12月28日	3万円
					平成17年8月5日	5万円
					平成17年12月28日	4万5,000円
					平成18年8月4日	5万円
平成18年12月29日	4万1,000円					
722	女		昭和46年生		平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	5万5,000円
					平成17年12月28日	5万2,000円
					平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万5,000円
723	女		昭和52年生		平成17年8月5日	6万2,000円
					平成17年12月28日	2万7,000円
					平成18年12月29日	5万円
724	男		昭和17年生		平成18年8月4日	8万円
					平成18年12月29日	10万円
725	女		昭和36年生		平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万5,000円
					平成17年8月5日	5万5,000円
					平成17年12月28日	4万9,000円
					平成18年8月4日	5万2,000円
					平成18年12月29日	5万2,000円
726	女		昭和22年生		平成16年8月5日	5万円
					平成16年12月28日	5万1,000円
					平成17年8月5日	5万円
					平成17年12月28日	4万5,000円
					平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万円
727	女		昭和55年生		平成17年12月28日	2万3,000円
					平成18年8月4日	5万円
					平成18年12月29日	5万円

項番	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	認定する 標準賞与額
728	女		昭和47年生		平成18年8月4日	5万2,000円
					平成18年12月29日	5万円
729	男		昭和55年生		平成17年8月5日	2万5,000円
730	男		昭和47年生		平成17年12月28日	2万3,000円
					平成18年8月4日	4万1,000円
					平成18年12月29日	5万円
731	女		昭和35年生		平成17年3月31日	8万円
					平成18年3月31日	14万6,000円
					平成19年3月31日	10万8,000円
732	女		昭和24年生		平成17年3月31日	8万円
					平成18年3月31日	15万8,000円
733	女		昭和29年生		平成17年3月31日	8万円
					平成18年3月31日	12万6,000円
					平成19年3月31日	10万8,000円
734	女		昭和21年生		平成17年3月31日	6万円
					平成18年3月31日	9万2,000円
					平成19年3月31日	8万6,000円
735	女		昭和40年生		平成17年3月31日	8万円
					平成18年3月31日	9万2,000円
					平成19年3月31日	10万2,000円
736	女		昭和23年生		平成17年3月31日	8万円
					平成18年3月31日	11万6,000円
					平成19年3月31日	11万円
737	女		昭和16年生		平成17年3月31日	6万円
738	女		昭和27年生		平成17年3月31日	6万円
					平成18年3月31日	6万2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録は、平成16年8月5日を5万円、同年12月28日を5万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年8月5日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、平成16年8月5日、同年12月28日及び17年8月5日に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「勤怠支給控除一覧

表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②は5万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③については、賞与の支払日が申立人の当該事業所における資格喪失日である平成17年8月1日以降の同年8月5日であることから、当該期間の標準賞与額の記録について、訂正の必要は認められない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 11 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、13 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 26 日から 55 年 11 月 26 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における資格喪失日が昭和 54 年 11 月 26 日である旨の回答を受けた。55 年 11 月 25 日まで勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された申立人に係る労働者名簿により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたこと及び同社を昭和 55 年 11 月 25 日に退職していたことが認められる。

また、当該事業所から提供された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和 55 年 7 月に標準報酬月額の随時改定が行われたこと、及び資格喪失日が同年 11 月 26 日であることが確認できる。

さらに、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、資格喪失日が昭和 54 年 11 月 26 日と記載されているにもかかわらず、55 年 7 月に標準報酬月額の随時改定が行われたことが確認できる。

加えて、申立人の健康保険被保険者証については、昭和 55 年 11 月 29 日に返納されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 55 年 11 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務

所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから22年ごろまで
② 昭和39年5月ごろから同年10月ごろまで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社にそれぞれ勤めていたので、両事業所における厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「A社に勤めていた姉が同社を退職した後、自分が同社に入った。」と申述しているところ、申立人の姉のA社における厚生年金保険の加入記録状況や証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者原票によると、申立人の氏名は無く、また、申立人が名前を挙げた当時の同僚のうち被保険者として氏名が確認できた3人の資格取得日については、いずれも申立期間後である昭和24年6月1日又は25年4月1日となっており、さらに、24年6月1日に資格取得している1人については、同社には戦前から勤務していた旨の証言が得られたことから、同社においては、すべての従業員を入社後、直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社を事業継承しているC社は、A社の資料は無く、申立人の在籍については不明としており、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社に照会したが「資料が無いため、当時のことは一切不明である。」と回答している上、申立期間に被保険者となっている複数の従業員に確認したが、申立人の勤務について証言は得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用についての状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度の保険料徴収開始以降、申立期間②を含め国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間②において健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 8 月 31 日までの期間、A社に勤務した。社会保険事務所（当時）に加入記録を照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった形跡は見当たらない上、同社を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当該事業所における事業主及び従業員の氏名を記憶しておらず、これらの者から証言を得られないことから、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

なお、類似名称の事業所における事業所別被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月 2 日から平成 3 年 3 月 1 日まで
② 平成 14 年 3 月 21 日から 17 年 12 月 30 日まで
A社に、昭和 60 年 7 月から平成 17 年 12 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は、平成 3 年 3 月 1 日から 14 年 3 月 21 日までしかない。その前後の期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは、申立人から提出された給与明細書、同社の社内新聞及び事業主等の証言から推認できる。しかしながら、当該事業所の事業主は、申立人を厚生年金保険には加入させていなかったと証言している。

また、申立期間①において申立人と一緒に勤務していた同職種の同僚にも当該期間に係る厚生年金保険の記録が無い者が確認できることから、当該事業所においては、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日直後に健康保険被保険者証が交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②において、当該事業所に勤務していたことは、事業主の証言から推認できる。

しかしながら、前述のとおり、事業主は、申立人を厚生年金保険に加入

させていなかったとしている上、「厚生年金保険に係る届出書類の控え等
は無い。」と証言しており、当時の同僚から申立人に係る厚生年金保険の
加入状況に関する証言も得られないことから、申立人の申立期間②に係る
厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日直後
に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について
確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する
と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚
生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで
きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 16 日から 7 年 2 月 1 日まで
A社のB所に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無い。
同所には入社して約7か月後に退職した。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社のB所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言及び申立人の具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「B所では、請負契約によるC職を募集していた。B所に勤務する者は、社員ではなく、社会保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立期間当時の同僚は「歩合給のみの報酬を受け、社会保険料は控除されておらず、国民年金保険料を納付していた。」と証言している。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人の名前は見当たらず、申立期間における健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所において申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月25日から30年ごろまで

A社に、昭和22年7月から30年ごろまでの期間、継続して勤務していたが、24年10月25日から30年ごろまでの期間における厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していて厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に同社を退職したと申述している元上司の厚生年金保険の資格喪失日は昭和24年10月25日であり、申立人と同一日であることが確認できる上、同社の同僚は「自分が退職した昭和25年時点では、申立人はいなかった。」と証言しており、申立期間における申立人の勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 10 日から 13 年 10 月 1 日まで
A社に平成 12 年 7 月から 14 年 10 月まで勤務していたが、記録では 12 年 7 月から 13 年 9 月までの標準報酬月額が 30 万円となっている。当時の給料月額が 50 万円だったので、実際に支払われていた給料月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の前後に勤務した会社の厚生年金保険の標準報酬月額はそれぞれ 53 万円と 50 万円であることから考えても、証明できる給与明細書等はないものの、申立期間の標準報酬月額は 30 万円とは考えられず、50 万円であると申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所は「申立人は、入社から一定期間は月額 30 万円でスタートし、途中から 50 万円になったのではないか。B職で入社から 50 万円というケースは無かった。」としている。

さらに、当該事業所に残された申立期間当時の一部従業員の採用時給与決定通知書によると、その通知書に記載された給与月額に基づいた標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、これらの従業員について、同事業所に係る被保険者資格取得時の標準報酬月額は低くなっており、次の定時決定において高くなっていることが確認で

きる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人が平成 12 年 7 月 10 日に当該事業所において被保険者となったときの処理は、同年 7 月 12 日に標準報酬月額 30 万円で行われていること、当時の厚生年金保険法では、同年 7 月 1 日以降に資格取得した者については、13 年 9 月 30 日まで資格取得時の標準報酬月額が適用されるために 12 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が行われなかったと考えられること、及び 13 年 10 月の標準報酬月額の定時決定は同年 10 月 26 日に 53 万円で行われていることから、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会を行ったものの、申立内容を裏付けるような証言や資料は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。